

市報第18号

令和2年度横浜市公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和2年度横浜市下水道事業会計予算、令和2年度横浜市埋立事業会計予算、令和2年度横浜市水道事業会計予算、令和2年度横浜市工業用水道事業会計予算、令和2年度横浜市自動車事業会計予算及び令和2年度横浜市高速鉄道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を次のように報告する。

令和3年9月10日

横浜市 長 山 中 竹 春

令和2年度横浜市下水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
下水道事業 1 資本的支出			円 77,069,243,882	円 49,521,850,118	円 23,305,056,280
	1 建設改良費		77,069,243,882	49,521,850,118	23,305,056,280
		下水道整備事業	76,768,256,882	49,472,467,433	23,183,876,280
		企業備品 購入事業	300,987,000	49,382,685	121,180,000

## 事業会計予算繰越計算書

## 規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	国庫補助金	繰 越 工 事 資 金	建 設 改 良 積 立 金			
円	円	円	円	円	円	
1,615,000,000	8,015,664,500	12,812,000,000	862,391,780	4,242,337,484	-	
1,615,000,000	8,015,664,500	12,812,000,000	862,391,780	4,242,337,484	-	
1,615,000,000	7,955,074,500	12,812,000,000	801,801,780	4,111,913,169	-	主として、関係機関との調整に日時を要したため
-	60,590,000	-	60,590,000	130,424,315	-	主として、感染症の影響により納入が遅延したため

令和2年度横浜市下水道

地方公営企業法第26条第2項

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 下水道管理費			円 2,842,534,693	円 1,824,629,103	円 85,184,000
	1 営業費用		2,842,534,693	1,824,629,103	85,184,000
		ポンプ場事業	2,842,534,693	1,824,629,103	85,184,000

## 事業会計予算繰越計算書

## ただし書の規定による事故繰越額

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
水道 使用料等 円 85,184,000	円 932,721,590	円 -	
85,184,000	932,721,590	-	
85,184,000	932,721,590	-	主として、感染症の影響により地元調整に日時を要したため

令和2年度横浜市埋立

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 資本的支出			円 16,372,878,800	円 5,002,401,944	円 6,872,853,100
	1 埋立事業費		16,372,878,800	5,002,401,944	6,872,853,100
		南本牧埋立事業	382,940,146	125,251,926	239,244,240
		建設発生土 受入事業	15,989,938,654	4,877,150,018	6,633,608,860

## 事業会計予算繰越計算書

## 規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
土 砂 投 入 料	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円 2,147,971,908	円 4,724,881,192	円 4,497,623,756	円 -	
2,147,971,908	4,724,881,192	4,497,623,756	-	
-	239,244,240	18,443,980	-	主として、関係機関との調整に日時を要したため
2,147,971,908	4,485,636,952	4,479,179,776	-	主として、関係機関との調整に日時を要したため

令和2年度横浜市水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
水道事業 1 資本的支出			円 29,939,160,000	円 25,944,204,468	円 3,740,661,000
	1 建設改良費		29,939,160,000	25,944,204,468	3,740,661,000
		配水管整備事業	21,073,000,000	17,734,990,720	3,170,016,000
		基幹施設整備事業	5,683,781,000	5,519,925,452	114,425,000
		その他の 建設改良工事	3,182,379,000	2,689,288,296	456,220,000

## 事業会計予算繰越計算書

## 規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	損 留 益 保 勘 定 金			
円 1,496,000,000	円 2,244,661,000	円 254,294,532	円 -	
1,496,000,000	2,244,661,000	254,294,532	-	
1,496,000,000	1,674,016,000	167,993,280	-	主として、工法の調整に日時を要したため
-	114,425,000	49,430,548	-	主として、工法の調整に日時を要したため
-	456,220,000	36,870,704	-	主として、契約手続に日時を要したため

令和2年度横浜市工業用水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
工業用水道事業 1 資本的支出			円 2,157,935,000	円 1,371,728,285	円 636,010,000
	1 建設改良費		2,157,935,000	1,371,728,285	636,010,000
		工業用水道 施設整備事業	2,100,785,000	1,350,756,044	614,000,000
		その他の 建設改良工事	57,150,000	20,972,241	22,010,000

## 事業会計予算繰越計算書

## 規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	国 庫 補 助 金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
円 204,000,000	円 34,460,000	円 397,550,000	円 150,196,715	円 -	
204,000,000	34,460,000	397,550,000	150,196,715	-	
204,000,000	34,460,000	375,540,000	136,028,956	-	主として、工法の調整に日時を要したため
-	-	22,010,000	14,167,759	-	県施行工事が遅延したため

令和2年度横浜市自動車

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 自動車事業 資本的支出			円 2,442,812,000	円 2,220,704,798	円 19,800,000
	1 建設改良費		2,442,812,000	2,220,704,798	19,800,000
		自動車改良事業	2,442,812,000	2,220,704,798	19,800,000

## 事業会計予算繰越計算書

## 規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	一般会計補助金	損益勘定留保資金			
円 3,850,000	円 4,267,000	円 11,683,000	円 202,307,202	円 -	
3,850,000	4,267,000	11,683,000	202,307,202	-	
3,850,000	4,267,000	11,683,000	202,307,202	-	主として、感染症の影響によりシステム改修に日時を要したため

令和2年度横浜市高速鉄道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 高速鉄道事業 資本的支出			円 24,748,441,870	円 18,074,138,809	円 3,136,945,941
	1 建設改良費		24,748,441,870	18,074,138,809	3,136,945,941
		高速鉄道改良事業	24,748,441,870	18,074,138,809	3,136,945,941

## 事業会計予算繰越計算書

## 規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
企 業 債	一 般 会 計 出 資 金	国 庫 補 助 金	一 般 会 計 補 助 金			
円 1,863,480,868	円 621,116,987	円 281,287,016	円 371,061,070	円 3,537,357,120	円 -	
1,863,480,868	621,116,987	281,287,016	371,061,070	3,537,357,120	-	
1,863,480,868	621,116,987	281,287,016	371,061,070	3,537,357,120	-	主として、関係者との 調整に日時を要したた め

**参 考**

**地方公営企業法（抜粋）**

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。